

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官関東地方整備局長 菊川 滋 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	平成22年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	(財)不動産適正推進取引機構 東京都港区虎ノ門3-8-21
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,420,794円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,420,795円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通本省並びに各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局(11機関)及び全国47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータをオンラインネットワーク化して、宅建業の免許等に係る申請内容の照合審査に係る事務の厳正化、迅速化を図り、宅地建物取引業行政の効率化かつ的確な遂行に寄与することを目的としている。</p> <p>財団法人不動産適正取引推進機構(以下「機構」という。)は、不動産取引に関する紛争の未然防止を図るとともに、適正かつ迅速な処理を推進して、消費者の保護と宅建業の健全な発展に寄与することを目的として設立された公益法人であり、当該システムの供用開始から管理・運用及び平成12年度に供用した同システムの改良版の開発をし、免許行政庁間における「宅地建物取引業免許事務等処理システムに関する取決書」において、「管理・運営機関」として位置づけられ、以降改良・運営・管理を行っている唯一の法人であり、本システムに関しての著作者人格権の同一性保持権を有している。</p> <p>上記の業務の実施のため、機構は、本システムのメインサーバや集中管理のための監視用端末機により構成されるセンターシステムを管理下においているものである。</p> <p>以上のとおり、機構は、本システムの供用開始以来の管理・運用及び改良版システムの開発を行っていることから、本システムに精通しているとともに、業務実施のためのセンターシステムを保有している唯一の団体であるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。</p>
備考	

注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。